

事務手続きや健康づくりに役立つ／

# 健康保険委員に ご登録ください!

健康保険委員とは、  
事業所と協会けんぽを  
つなぐ橋渡し役です!



## 健康保険委員の活動内容

### 健康保険事務の相談

協会けんぽへの  
各種申請に関する従業員の  
皆さまからの相談、  
対応をお願いします。



### 周知・広報

協会けんぽからの  
お知らせの周知や、  
広報紙・健康情報冊子等の  
回覧・掲示をお願いします。



### 各種事業の推進

職場の皆さまの健康づくり、  
健康診断受診の案内など  
各種事業への呼びかけを  
お願いします。



よくある

ご質問

Q 健康保険委員になることで  
仕事が増えますか?



A 新たなお仕事が増えることはありません。  
日々のお仕事に支障のない範囲でご協力いただいております。  
協会けんぽが事業所宛に広報誌等をお送りいたしますので、従業員様からのご相談にお役立てください。

Q 健康保険委員になるには、  
特別な役職が必要ですか?



A 役職は必要ありません。協会けんぽ佐賀支部の被保険者様であれば、どなたでもご登録いただけます。  
(役職、年齢、在職期間、性別等は一切問いません。)

Q 他の事業所の健康保険委員の  
登録状況は?



A 協会けんぽ佐賀支部では約2,000名の方が健康保険委員に登録済みで、全国の健康保険委員数は約25万人にのぼります。

Q 健康保険委員の  
登録は強制ですか?



A 法律上の強制力はありませんが、平成26年度の法令改正により健康保険委員の設置に関する事項が法制化されましたので、各事業所に1名以上ご登録いただいております。全ての加入事業所とつながりを深めたいため、協会けんぽと従業員様の窓口となる健康保険委員にご登録いただきますようお願いいたします。

Q 事務手続きを社会保険労務士に  
委託していても、委員登録は  
必要ですか?



A 社会保険労務士の委託状況に関わらず、各事業所に1名以上ご登録いただいております。なお、健康保険委員の方には、従業員様の健康増進に関するサポートもお願いしており、事務手続き以外の情報を入手できるのも委員ご登録のメリットです。

Q 健康保険委員の登録手続きには  
手間がかかりますか?



A 簡単にご登録いただけます。裏面の「健康保険委員 新規申込書」をFAXまたは郵送でご提出いただくだけでご登録完了です。

健康保険委員のお申し込み等は裏面へ

# 健康保険委員 新規申込書

(兼FAX送信票)

FAX 0952-27-0617 (協会けんぽ佐賀支部行)

事業所所在地 事業所名称 連絡先 (ゴム印可)	
ご担当者氏名	
健康保険証の 記号・番号	(記号) (番号)
メールマガジンの 登録(任意)	月に1回、健康保険に関するお役立ち情報や、健康づくりに役立つ情報を配信いたします。 利用規約をご確認いただき、メールアドレスの記入をお願いします。 ----- E-mail: @

◆2名以上お申込みいただく場合は、お手数ですが本申込書をコピーしてお使いください。

## 健康保険委員への特典

- **事務手続きに役立つ冊子をお届けします!**  
健康保険制度や各種申請書の記入のポイントについて解説した「協会けんぽGUIDE BOOK」を配布いたします。
- **職場の健康管理・維持増進に!**  
職場の健康づくり等に役立つ「健康情報冊子」を、年に4回、季節毎に健康保険委員限定で配布いたします。



## メールマガジンについて

登録無料

毎月1回25日頃に、健康保険のお役立ち情報等を配信しています。  
※保険料率の変更などは臨時号として、いち早く配信!  
事業主や健康保険事務のご担当者はもちろん、加入者の皆さまにもおすすめです!

利用規約はこちら

配信内容



- ① 制度改正、保険料率の変更
- ② 知ってトクする医療保険情報の紹介
- ③ 保健師等による健康コラム

などなど

郵送先・お問い合わせ先

住所: 〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル  
TEL: 0952-27-0612 (企画総務グループ)

 全国健康保険協会 佐賀支部  
協会けんぽ  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>